

○島根県警察における障がいと理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を定める訓令

(平成28年3月30日島根県警察訓令第11号)

(目的)

第1条 この訓令は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）に即して、法第7条に規定する事項に関し、島根県警察職員（会計年度任用職員及び臨時的任用職員を含む。以下「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害をいう。
- (2) 社会的障壁 障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 障がい者 障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第3条 職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障がいと理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱い（以下「不当な差別的取扱い」という。）をすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。この場合において、職員は、別紙に定める事項に留意するものとする。

(合理的配慮の提供)

第4条 職員は、法第7条第2項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。この場合において、職員は、別紙に定める事項に留意するものとする。

(監督者の責務)

第5条 職員のうち、警察本部の課、刑事部科学捜査研究所、島根県警察交通機動隊、島根県警察高速道路交通警察隊、島根県警察機動隊、島根県警察学校及び警察署の長以上の職にある者（以下「監督者」という。）は、前2条に掲げる事項に関し、

障がい理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、障がい理由とする差別の解消に関し、その監督する職員の注意を喚起し、障がい理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
 - (2) 障がい者及びその家族その他の関係者（以下「障がい者等」という。）から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申出等（以下「相談等」という。）があった場合は、迅速に状況を確認すること。
 - (3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する職員に対して合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。
- 2 監督者は、障がい理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

（相談体制の整備）

第6条 警務部広報県民課に、障がい者等からの相談等に対応するための相談窓口（以下「相談窓口」という。）を置く。

- 2 相談窓口においては、障がい者の性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、手紙、電話、ファックス、電子メール等障がい者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を、可能な範囲で用意して対応するものとする。
- 3 相談窓口に寄せられた相談等については、相談者のプライバシーに配慮しつつ、関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用するものとする。
- 4 第1項の相談窓口については、必要に応じ、充実を図るよう努めるものとする。

（研修・啓発）

第7条 警察本部長は、障がい理由とする差別の解消の推進を図るため、相談窓口へ寄せられた相談事例等の蓄積も踏まえ、職員に対し、必要な研修・啓発を行うものとする。

- 2 警察本部長は、次の各号に掲げる職員に対し、それぞれ当該各号に定める内容について、研修を実施するものとする。
 - (1) 新たに職員となった者 障がい理由とする差別の解消に関する基本的な事項
 - (2) 新たに監督者となった者 障がい理由とする差別の解消等に関して求められる役割
- 3 警察本部長は、職員に対し、障がいの特性を理解させるとともに、障がい者に適切に対応するために必要なマニュアルの活用等により、意識の啓発を図るものとする。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日島根県警察訓令第22号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月17日島根県警察訓令第16号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、制定の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の別表に掲げる訓令の規定により作成した用紙等で、現に残存するものは、なお使用することができる。

別紙（第3条、第4条関係）

第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

法は、障がい者に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否し、又は提供に当たって場所・時間帯等を制限すること、障がい者でない者に対しては付さない条件を付けること等により、障がい者の権利利益を侵害することを禁止している。ただし、障がい者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障がい者を障がい者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障がい者に対する合理的配慮の提供による障がい者でない者との異なる取扱い、及び合理的配慮を提供等するために必要な範囲でプライバシーに配慮しつつ障がい者に障がいの状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。

職員は、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障がい者を問題となる事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障がい者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

第2 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障がい者に対して、障がいを理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないといえる場合である。職員は、正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障がい者及び第三者の安全の確保、財産の保全、損害発生の防止その他の権利利益の観点に加え、事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

また、職員は、正当な理由があると判断した場合には、障がい者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めること。

第3 不当な差別的取扱いの具体例

次の1から6までの具体例は、不当な差別的取扱いに当たり得る。

- 1 障がいを理由に窓口対応を拒む。
- 2 障がいを理由に対応の順序を後回しにする。
- 3 障がいを理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。
- 4 障がいを理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。
- 5 障がいを理由に、事務又は事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず来庁の際に付添人の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず付添人の同行を拒んだりする。
- 6 身体障害者補助犬の同伴を拒む。

なお、職員は、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、第2で示した

とおり、個別の事案ごとに判断されることに留意するとともに、1から6までの具体例については、正当な理由が存在しないことを前提としていること、及びこれらは飽くまでも例示であり記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意すること。

第4 合理的配慮の基本的な考え方

1 障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務又は事業を行うに当たり、個々の場面において障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合は、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮を行うことを求めている。合理的配慮は、障がい者が受ける制限は障がいのみ起因するものではなく社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう障がい者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

職員は、合理的配慮とは、事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障がい者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、及び事務又は事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意すること。

2 合理的配慮は、障がいの特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障がい者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について第5に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。職員は、合理的配慮の提供に当たっては、障がい者の性別、年齢、状態等に配慮するものとする。

なお、合理的配慮を必要とする障がい者が多数見込まれる場合、障がい者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供とは別に、後述する環境の整備を行うことにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点があることも考慮しておく必要がある。

3 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大

文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達等、障がい者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。

また、障がい者からの意思表示のみでなく、障がい等により本人の意思表示が困難な場合には、障がい者の家族、支援者・介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、職員は、意思の表明が困難な障がい者が家族、支援者・介助者、法定代理人等を伴っていない場合等、意思の表明がない場合であっても、当該障がい者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障がい者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働き掛けるなど、自主的な取組に努めるものとする。

- 4 合理的配慮は、障がい者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障がい者に対してその状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。

また、障がいの状態等が変化することもあるため、特に、障がい者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について適宜、見直しを行うことが重要である。

- 5 職員は、事務又は事業の一環として実施する業務を事業者に運営を委託等する場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障がい者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件にこの訓令を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めることが望ましい。

第5 過重な負担の基本的な考え方

職員は、過重な負担については、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに次の1から3までの要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断すること。

また、職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障がい者にその理由を説明し、理解を得るよう努めること。

- 1 事務又は事業への影響の程度（事務又は事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
- 2 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- 3 費用・負担の程度

第6 合理的配慮の具体例

次の1から3までの具体例は、合理的配慮の提供に当たり得る。

- 1 合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例
 - (1) 段差がある場合に、車椅子・歩行器利用者にキャスター上げ等の補助をし、又は携帯スロープを渡す。

- (2) 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡し、又はパンフレット等の位置をわかりやすく教える。
- (3) 目的の場所までの案内の際に、障がい者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて障がい者の希望を聴いたりする。
- (4) 障がいの特性により頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にする。
- (5) 疲労を感じやすい障がい者から別室での休憩の申出があった際に別室の確保が困難であったことから、当該障がい者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時的休憩スペースを設ける。
- (6) 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障がい者に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。
- (7) 災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障がい者に対し、手書きのボード等を用いて分かりやすく案内し誘導を図る。

2 合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例

- (1) 筆談、要約筆記、読み上げ、手話、点字、拡大文字等のコミュニケーション手段を用いる。
- (2) 会議で使用する資料等について、点字、拡大文字等で作成する際に、各々の媒体間でページ番号等が異なり得ることに留意して使用する。
- (3) 視覚障がい者に会議で使用する資料等を事前送付する際、読み上げソフトに対応できるよう電子データ（テキスト形式）で提供する。
- (4) 意思疎通が不得意な障がい者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。
- (5) 駐車場等で通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。
- (6) 書類記入の依頼時に、記入方法等を障がい者の目の前で示したり、分かりやすい記述で伝達したりする。障がい者の依頼がある場合には、代読や代筆といった配慮を行う。
- (7) 比喩表現等が苦手な障がい者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現等を用いずに具体的に説明する。
- (8) 障がい者から申出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。
また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。
- (9) 会議の進行に当たっては、職員等が委員等出席者の障がいの特性に合ったサポートを行うなど、可能な範囲での配慮を行う。

3 ルール・慣行の柔軟な変更の具体例

- (1) 順番を待つことが苦手な障がい者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続の順番を入れ替える。

- (2) 障がい者が立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障がい者の順番が来るまで別室や席を用意する。
- (3) スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。
- (4) 車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。
- (5) 庁舎敷地内の駐車場等において、障がい者の来庁が多数見込まれる場合、通常、障がい者専用とされていない区画を障がい者専用の区画として確保する。
- (6) 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により発作等がある障がい者の場合、緊張を緩和するため、当該障がい者に説明の上、障がいの特性や施設の状況に応じて別室を準備する。
- (7) 非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障がいのある委員等出席者の理解を援助する者の同席を認める。

なお、職員は、合理的配慮については、第4で示したとおり、具体的場面や状況に応じて異なる多様かつ個別性の高いものであることに留意するとともに、1から3までの具体例については、第5で示した過重な負担が存在しないことを前提としていること及びこれらは飽くまでも例示であり記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意すること。

第7 留意点

別紙中、「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合であっても法に反すると判断されることはないが、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する。